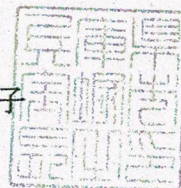


宝塚市告示第 53 号

宝塚市営住宅退去者滞納家賃等収納事務について、下記の事業者に委託したので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び宝塚市会計事務規則第 34 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 (2021 年) 4 月 1 日

宝塚市長 中川 智子



記

1 受託者

- | | | |
|-------|-----|-------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 弁護士法人ローズマリー法律事務所 |
| (2) 代 | 表 者 | 社員 東向有紀 |
| (3) 所 | 在 地 | 大阪市北区菅原町 2 番 1 4 号
103ビル5階 |

2 委託期間

令和 3 年 (2021 年) 4 月 1 日から令和 4 年 (2022 年) 3 月 31 日まで